

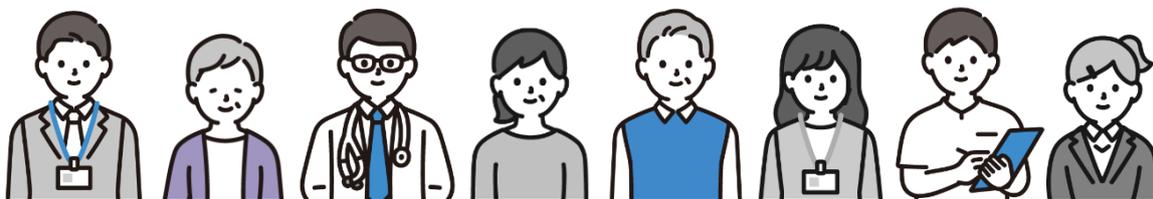
令和8年度 認知症カフェ支援金 申請の手引

受付期間

令和8年4月1日(水)～4月15日(水)※消印有効

申請には、説明会(対面又はWEB)への認知症カフェ運営スタッフの参加が必須です。
都合等により参加できない場合は、下記問合せ先まで御相談ください。

※ 令和8年度運営団体等向け説明会は、令和8年2月13日(金)開催



問合せ先

広島市 健康福祉局 高齢福祉部 地域包括ケア推進課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話：082-504-2988

ファクス：082-504-2136

Eメール：hokatsucare@city.hiroshima.lg.jp

目 次

1	対象者	1
2	対象期間	1
3	対象となる認知症カフェの活動等	2
	(1) 要件	
	(2) その他	
	<実施記録の作成について>	
	<調査の実施等について>	
4	支援金	6
	(1) 支援金額	
	<支援金の返納について>	
	<返納の具体例>	
	<出納簿等の整備について（様式第12号）>	
	<利用者負担金>	
	<支援金と自主財源との関係>	
	(2) 支援金の使途	
	<目的に適した使用例>	
	<目的に適していない使用例>	
5	令和8年度 支援金申請等手続き	9
	<事前協議書の提出（新規団体等のみ）【令和8年3月】>	
	(1) 支援金の申請【令和8年4月】	
	(2) 支援金の決定及び給付【令和8年5～6月】	
	(3) 事業計画の変更【随時】	
	<変更申請が必要な場合(例)>	
	(4) 事業の実績報告【令和9年3月末】	
	(5) 支援金額の確定【令和9年4月】	
	(6) 支援金の返納・返還（対象者のみ）【令和9年4～5月】	
6	支援金申請等手続きの流れ	12
7	留意事項	13

1 対象者

広島市内で認知症カフェを自主的に運営する医療法人、社会福祉法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、株式会社、市民団体その他の団体又は個人で、次の条件を全て満たす者が対象となります。

- (1) 広島市内に住所を有すること。
- (2) 広島市内において認知症の人や家族等への支援の活動実績があること、認知症カフェの適切な運営を継続して行うことが見込まれること。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。
- (5) 支援金の給付を受けようとする事業について、当該年度に国、県及び市から他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (6) 支援金給付申請日現在、市税等を滞納していないこと。



認知症カフェ支援金の給付を受ける場合、その認知症カフェの活動には、地域高齢者交流サロン、地域介護予防拠点、ひろしま^{エルモ}LMOなどの他の補助金等を充てることはできません。

2 対象期間

以下の対象期間に実施する事業が対象となります。

区 分	対象期間
令和7年度に支援金の給付を受けていた団体等 【継続団体等】	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
令和7年度に支援金の給付を受けていない団体等 【新規団体等】	令和8年7月1日から 令和9年3月31日まで

※ 申請内容に疑義があるなどの理由で事前協議又は審査に時間を要する場合、表中の対象期間の開始時期が遅くなる場合があります。

3 対象となる認知症カフェの活動等

(1) 要件

支援金給付の対象となる認知症カフェは、次に掲げる要件を**全て**満たす必要があります。支援金の給付を受けていないカフェと共通の要件に加え、下線が引かれている部分については、支援金の給付を受けているカフェのみが満たすべき要件となります。

- 専ら営利を目的としないこと。
- 活動拠点は市民等が利用しやすい場所に開設し、10人以上が活動できるスペースを有すること。

「市民等が利用しやすい場所」とは、集会所や公民館など、認知症の人への配慮がなされ、誰でも徒歩で容易に訪れることができる場所をいいます。

「10人以上が活動できるスペース」とは、少なくとも10人以上の利用者全員が座って話ができるよう、机、椅子又は座布団を置く面積があることをいいます。

- 毎月1回以上定期的に開催され、1回当たりの活動がおおむね3時間以上であること。

支援金
受給カフェのみ

「毎月1回以上定期的に開催」とは、毎月最低1回、決まった曜日・時間に開催することをいいます。8月のお盆期間や12月・1月の年末年始などに、他の月とは開催曜日をずらして開催することなどは、例外としてこれに含みます。

「1回当たりの活動がおおむね3時間以上」とは、認知症カフェとしての開催時間（チラシやホームページに掲載している開催時間）がおおむね3時間以上であることをいいます。準備や片付けなどは、開催時間中に並行して行うことはできますが、来客や相談があれば必ず対応ができる環境を維持してください。

- 認知症カフェの運営スタッフとして毎回おおむね3人以上が配置され、そのうち1人以上は医療・介護・福祉等の専門職で、認知症に関する専門的知識及び相談支援等の経験を有する者であること。

支援金
受給カフェのみ

「認知症カフェの運営スタッフ」とは、認知症カフェを実際に運営する者で、支援金給付申請書に記載された者をいいます。地域包括支援センターの職員は、原則として含みません。

「医療・介護・福祉等の専門職」は、原則として以下のとおりです。

※ 「広島市認知症介護研修事業実施要綱」第4条別表より

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、柔道整復師、はり師、きゅう師等

「認知症に関する専門的知識」とは、上記医療・介護・福祉等の資格取得に必要な認知症に関する知識をいいます。

「相談支援等の経験」とは、介護施設等における相談員等の実務経験のほか、認知症カフェのボランティアとして、利用者からの相談に応じた経験があり、適切な助言を行うことができることをいいます。

また、認知症の人と家族、地域住民等の異なるニーズを把握し、利用者全員が安心できる空間となるよう声掛けやプログラムの構成などの配慮ができることが求められています。



カフェの開催時間中は、いつでも助言ができるよう、最初から最後まで、必ず1人以上の専門職（原則、地域包括支援センターの職員を除く）が在席していなければなりません。

- **地域団体等と連携を図るとともに地域に対して広く広報を行い、認知症の人と家族、地域住民、専門職等が気軽に集える環境であること。**

「気軽に集える環境」とは、限られた人だけでなく、誰もが容易に参加できる、地域に広く開かれた環境であることをいいます。そのためには、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員、町内会・自治会、老人クラブ等との日頃からの情報共有や、地域の回覧板や掲示板などを用いた広報活動は欠かせません。

□ 主な活動内容として、次のアからエに掲げる全ての取組を行うこと。

ア 認知症の人及び家族等が安心して集い、交流する場の提供と交流の促進

「安心して集い、交流する場の提供と交流の促進」とは、レクリエーションばかりではなく、カフェタイムなどを通じて、認知症の人及び家族等が専門職や地域住民と出会う場を提供し、交流を促進することをいいます。認知症の人が安心して参加できるようなプログラムを設けたり、認知症の人の席と家族の席を別々にし、それぞれが話しやすい環境を作るなどの配慮があることも、認知症の人及び家族等が安心して集うことができる要素です。

イ 認知症の人及び家族等からの相談に対する医療・介護・福祉等の専門職による助言の実施

「相談に対する助言の実施」とは、専門職が認知症の人の症状や家族が支援する上での困りごとなどを傾聴し、その人にとって有益な情報を提供したり、状態に合った支援方法などについて共に考え、助言することをいいます。

認知症カフェの開催時間中は、常に助言ができるよう、少なくとも1人以上の専門職が常時在席していなければなりません。

支援金
受給カフェのみ
(下線部)

単に相談を聞き、地域包括支援センターへつなぐだけでなく、専門職としての経験や知識を活かした助言を行いましょ。



ウ 認知症に関する本市の施策や地域におけるサービスに関する情報提供

「本市の施策や地域におけるサービスに関する情報提供」とは、単に資料配布や開催場所にパンフレットが置いてあるだけでなく、利用者の状況などに応じて情報提供を行うことをいいます。

情報提供する内容の一例としては、介護保険サービスの内容や選択に関すること、広島市作成の「認知症あんしんガイドブック」(認知症ケアパス)に掲載してある各種サービスなどがあります。

Ⅰ 家族等の介護者の不安・負担を軽減するような取組

「介護者の不安・負担を軽減するような取組」とは、家族等の介護者だけの席を設け、日々の介護の悩みについて話し、その対処方法について共に考えることや、専門職から認知症の人との接し方、対応方法の助言、介護保険サービスを情報提供することなどをいいます。

- 認知症に関する知識を深めるための講習会等の取組を行うこと。

支援金
受給カフェのみ

「認知症に関する知識を深めるための講習会等を行う」とは、地域の専門職など外部講師による認知症に関する講座、認知症サポーター養成講座、地域包括支援センターの協力による各種講座などを行うことをいいます。

開催頻度は、少なくとも年1回以上とします。ただし、単に年1回実施すればよいというわけではなく、認知症の人及び家族等の利用が少ない場合などは、地域住民に対して認知症の理解を深めるための取組を積極的に実施してください。

(2) その他

<実施記録の作成について>

認知症カフェの開催ごとに、毎回、実施記録を作成し、事業終了時に実績報告書と合わせて提出してください。

<調査の実施等について>

必要に応じて、認知症カフェの運営に関する調査を行い、調査の結果是正が必要な場合は、期限を定めて是正措置の実施を命じることがあります。

是正命令に従わないときは、給付決定を取り消し、支援金の返還を命じることがあります。



4 支援金

(1) 支援金額

認知症カフェ1か所当たりの支援金の額は、下表のとおりです。

1回当たりの金額	年間給付上限回数	年間給付上限額
1万円	24回	24万円

※ 年間25回以上開催する場合でも、支援金の給付対象となるのは、支援金申請時に事業計画書に記載した回のみです。

<支援金の返納について>

支援金は、概算払により給付します。事業終了時に精算を行い、超過給付(※1)や剰余金(※2)が生じたときは速やかに返納してください。

※1 開催中止又はカフェの閉店により、年度当初の計画よりも開催回数が少なくなったときは、【中止した回数×1万円】が超過給付となります。

※2 事業終了時点で残っている金額（超過給付を除く）が剰余金となります。

<返納の具体例>

返納額の具体例は、以下のとおりです。

	事業終了時の状況(※)	返納額
例1	全回開催、残金0円	超過給付なし + 剰余金なし = <u>返納なし</u>
例2	全回開催、残金3千円	超過給付なし + 剰余金3千円 = <u>3千円返納</u>
例3	1回中止、残金3千円	超過給付1万円 + 剰余金なし = <u>1万円返納</u> 〔残金にかかわらず、超過給付は必ず満額返納するため、残金だけでは不足する7千円は自己負担となる。〕
例4	1回中止、残金1万3千円	超過給付1万円 + 剰余金3千円 = <u>1万3千円返納</u>

※ 残金には、支援金だけでなく、自主財源（利用者負担金や寄付金など）を含みます。

<出納簿等の整備について（様式第12号）>

支援金の給付を受けた運営団体等は、領収書を整理・保管するとともに、自主財源（利用者負担金や寄付金など）の収入等も含めた出納簿（様式第12号）を整備し、事業に係る収支の額を記録してください。領収書の発行が難しい場合には、「支払証明書」により領収書に代えることができます（支払証明書には、運営団体等の代表者又は責任者の印鑑を押印してください。）。また、領収書及び出納簿等については、当該年度終了後、5年間保存してください。

<利用者負担金>

茶菓や活動に伴う材料費等の実費については、利用者から徴収することができます。徴収した負担金は、必ず収入として出納簿に計上してください。

<支援金と自主財源との関係>

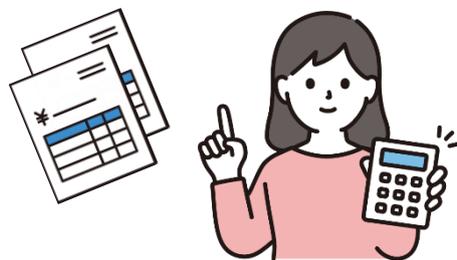
認知症カフェの収支は、支援金と自主財源（利用者負担金や寄付金など）を区別せず、すべてを一つの出納簿でまとめて管理してください。

支援金は、自主財源だけでは不足する運営費用を支援するためのものです。そのため、認知症カフェの運営に必要な支出は、まず自主財源から使用し、不足分に支援金を充ててください。

事業終了時に残金が生じた場合、支援金の残りのみなし、剰余金として返納していただきます。



剰余金を明確にするために、認知症カフェ専用の出納簿を作成し、他の事業の資金と混在しないようにしてください。



(2) 支援金の使途

支援金は、支援対象事業（3(1)を満たす認知症カフェの活動）以外の目的に使用することはできません。目的外で支援金を使用した場合は、支援金の全部又は一部の返還を命じることがあります。



<目的に適した使用例>

項目	内容(例)
運営費 (食糧費、消耗品費、通信運搬費、備品購入費など)	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者等に提供する茶菓代・ 茶菓等の提供に要する什器類代・ チラシ・資料等の作成・送付に伴う紙類・文房具代、コピー代、切手代・ レクリエーション等に使用する材料代・ 認知症カフェのみで使用するための備品代（2万円程度まで）・ 利用者及び認知症カフェスタッフのための傷害保険・賠償責任保険や認知症カフェの活動に伴う行事用保険に加入するための保険料
会場費	<ul style="list-style-type: none">・ 会場使用料、光熱水費
謝礼金	<ul style="list-style-type: none">・ 外部から招く講師等への謝礼金及び交通費



<目的に適していない使用例>

- ・ 認知症カフェの運営スタッフへの人件費及び謝礼等、運営団体等の内部での支払い
- ・ 認知症カフェの運営スタッフによる会合に係る飲食費等
- ・ 特定の者が所有し、又は占有するための物品等に要する経費
(例) 個人が所有するプリンターやコーヒーマーカーなどの備品代、個人の資格等の取得費用、自宅で認知症カフェを開催する場合の住宅改修費等
- ・ 支援対象事業以外の経費と識別することが困難な経費
(例) 認知症カフェ以外の活動でも使用する集会所等の備品代、認知症カフェの連絡先として登録している個人所有の携帯電話の使用料等

5 令和8年度 支援金申請等手続き

<事前協議書の提出（新規団体等のみ）【令和8年3月】>

新たに支援金の給付を受けようとする団体等(※1)は、各区認知症地域支援推進員を通じて本市に事前協議書を提出してください。(※2)（事前協議書の様式は、各区認知症地域支援推進員から入手してください。）

本市で事前協議書を審査し、申請可となった団体等が支援金を申請することができます。審査結果は、メール等にて団体等に通知します。審査においては、必要に応じて、事前協議書の内容について電話等で聞き取り等を行います。

事前協議書の受付期間：令和8年3月2日（月）～3月31日（火）

- ※1 一つの団体等が複数の認知症カフェを運営する場合、カフェごとに事前協議書の提出が必要です。
- ※2 該当区の認知症地域支援推進員へ提出してください。（認知症地域支援推進員の配置先は最終ページに記載しています。）

(1) 支援金の申請【令和8年4月】

支援金の給付を受けようとする団体等(※3)は、以下の必要書類を地域包括ケア推進課に郵送、メール又は持参により提出してください。

提出書類

- ① 認知症カフェ支援金給付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 運営団体の規約・会則等、認知症カフェの運営規約等
- ④ 認知症カフェの位置図・写真
- ⑤ 誓約書（様式第3号）
- ⑥ 支援金振込先口座の名義、口座番号が分かるもの（通帳の写しなど）
- ⑦ （対象者のみ）委任状

給付申請書の受付期間：令和8年4月1日（水）～4月15日（水）(※4)

- ※3 一つの団体等が複数の認知症カフェを運営する場合は、カフェごとに申請書等の提出が必要です。
- ※4 持参の場合は、土・日・祝日を除きます。郵送の場合は、4月15日（水）の消印まで有効です。

(2) 支援金の決定及び給付【令和8年5～6月】

申請のあった事業について、その内容を審査し、予算の範囲内で支援金の給付又は不支給の決定を行います。支援金の給付を決定した団体等には支援金給付決定通知書を、支援金の不支給を決定した団体等には支援金不支給決定通知書をそれぞれ送付します。

支援金は、給付決定通知の送付後、おおむね1か月程度で指定の口座へ振り込みます。

また、支援金の給付を決定した団体等は、市のホームページの認知症カフェ一覧において、団体等名、事業内容の概要等に加え、支援金の給付を受けていることを公表します。公表に当たり、実施状況等の確認をすることがありますので、御協力をお願いします。

(3) 事業計画の変更【随時】

支援金給付決定通知書を受け取った後に、申請内容に変更が生じる場合は、事前に事業計画変更申請書等の提出が必要となることがあります。変更申請の要否は変更内容によって異なりますので、速やかに地域包括ケア推進課へ御相談ください。

提出書類

- ① 事業計画変更申請書（様式第7号）
- ② 変更事業計画書（様式第8号）
- ③ その他市長が必要と認める書類

<変更申請が必要な場合（例）>

- ・ 認知症カフェの開催を中止する場合
- ・ 認知症カフェを閉店（廃止）する場合
- ・ 運営団体等の情報（名称、住所、代表者氏名など）が変更となる場合
- ・ 開催日時・場所を変更する場合（※）

※ 継続的に開催日時・場所を変更する場合や、継続的でなくても、月をまたいで開催日を変更する場合（毎月2回開催予定だったものが、8月1回、9月3回になる場合など）は、変更申請が必要です。

開催日時の軽微な変更（同月内での開催日の変更や、1回のみ場所変更など）の場合は、変更申請は不要ですが、地域包括支援センターや地域団体等と変更情報を共有し、利用者等に周知してください。

ここに記載のない事項の変更については、
地域包括ケア推進課に御相談ください。



(4) 事業の実績報告【令和9年3月末】

支援対象期間内の全ての事業が終了した後10日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、地域包括ケア推進課に支援対象事業実績報告書等の書類を提出し、実績報告を行ってください。

なお、団体の監査や理事会等での承認を経る必要があるなど、提出期限までに実績報告を行うことが困難な場合は、事前に理由と提出予定時期を記した文書を提出し承認を得てください。

実績報告が提出された後、その内容を審査し、書類の不備等があれば修正や追加提出などをお願いする場合があります。

提出書類

- ① 支援対象事業実績報告書（様式第10号）
- ② 事業実施報告書（様式第11号）
- ③ 出納簿（様式第12号）
- ④ チラシ・写真など活動内容・状況が分かる書類
- ⑤ 実施記録（開催ごとに作成したもの）
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

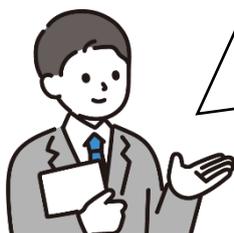
(5) 支援金額の確定【令和9年4月】

審査の結果、事業内容等が適切であると認めるときは、支援金額確定通知書をもって通知します。その際、超過給付や剰余金が生じた場合は返納していただきます。

また、審査の結果、実績が給付決定の内容等に適合しないと認めるときは、是正命令又は給付決定の全部若しくは一部を取り消し、当該取消しに係る支援金の返還を命じることがあります。

(6) 支援金の返納・返還（対象者のみ）【令和9年4～5月】

(5)で返納・返還が生じたときは、支援金額確定通知書と合わせて納付書を送付しますので、期限内に納付してください。



各手続きで指定する様式については、地域包括ケア推進課で配布するとともに、ホームページからもダウンロードできます。

広島市HP

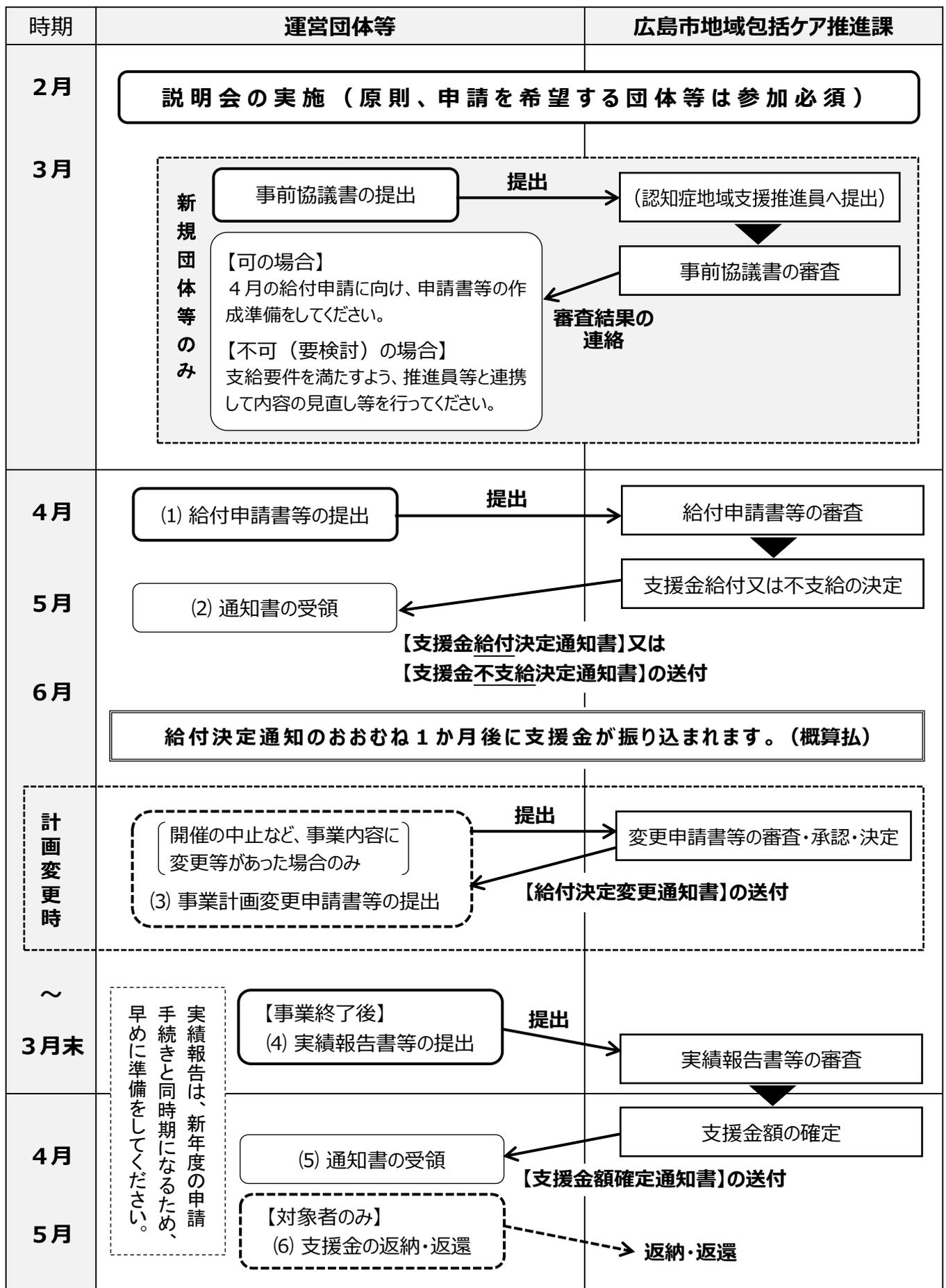
認知症カフェ支援金

検索 🔍

■ ページ番号

1047698

6 支援金申請等手続きの流れ



7 留意事項

■ 運営団体等の責務について

認知症カフェ支援金は、「広島市補助金等交付規則」等に基づき給付されるものであり、運営団体等は、支援金が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、支援金の給付の目的に従って誠実に事業を行ってください。

■ 衛生管理等について

- ・ 認知症カフェの活動に当たり、茶菓、食事等の提供を行う場合は、食品衛生法に基づく許可が必要になる場合があります。なお、手続きの要否は、活動内容によって異なるため、個別に広島市保健所食品指導課（電話：082-241-7404）に御相談ください。
- ・ 認知症カフェの運営スタッフは、活動の場（設備及び備品等を含む）の清潔の保持に努めてください。また、必要に応じて使い捨ての手袋を使用するなど、感染予防のための対策を講じてください。

■ 秘密保持について

利用者の個人情報及びプライバシーの尊重・保護に万全を期すものとし、正当な理由なく、認知症カフェの活動において知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、具体的な対応策を定めてください。

■ 事故発生時の対応について

認知症カフェの活動の場で事故が発生した場合は、運営スタッフが地域包括ケア推進課、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じてください。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について詳細に記録してください。

■ 個人情報の取扱いについて

運営団体等から提出された書類等については、個人情報保護法等の規定に基づき取り扱います。また、提出された書類等は原則返却いたしませんので、地域包括ケア推進課から問合せがあったときに対応できるよう、提出前に必ず写しを取り、保管するようにしてください。なお、認知症カフェに対して適切な運営支援を行うこと等を目的として、提出された書類等を関係機関等に提供することがあります。

■ 事業実施期間中及び支援金給付終了後の問合せへの協力について

支援金の給付を受けた団体等に対して、事業実施期間中及び支援金給付終了以降の年度において、事業の実施状況等に関する問合せをすることがありますので、その際には回答の御協力をお願いします。

■ 立入検査への協力について

支援金の給付を受けた団体等に対して、本事業の適正な執行を確保する観点から立入検査を行いますので、立入検査に関する通知のあった団体等は、御協力をお願いします。

■ 認知症地域支援推進員の配置先

区分	配置先の地域包括支援センター（所在地／電話番号）
中区	江波地域包括支援センター （江波二本松 2-6-27 ☎ 082-296-4833）
東区	福木・温品地域包括支援センター （上温品 1-11-27-101 ☎ 082-280-2330）
南区	大州地域包括支援センター （大州 1-1-26 ☎ 082-581-6025）
西区	観音地域包括支援センター （観音町 16-19 3階 ☎ 082-292-3582）
安佐南区	安佐・安佐南地域包括支援センター （中須 2-19-6 3階 ☎ 082-879-1876）
安佐北区	亀山地域包括支援センター （亀山 4-2-36 ☎ 082-819-0771）
安芸区	瀬野川東地域包括支援センター （瀬野 2-17-33 ☎ 082-820-3711）
佐伯区	五日市地域包括支援センター （五日市中央 2-4-40 ☎ 082-924-0053）